平成２３年（フ）第４７号
相模原市中央区上矢部１丁目10番13号　２Ｆ
債務者　臼杵　幸浩
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５９号
相模原市南区東林間５丁目９番８号　コーポ東202
債務者　櫻本　竹子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６０号
相模原市中央区清新６丁目10番21号　ライオンズマンション南橋本第２　107号
債務者　佐野　義人
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１０１号
相模原市中央区千代田５丁目９番１号　池田マンション202
債務者　山形　敏弘
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１０２号
相模原市中央区千代田５丁目９番１号　池田マンション202
債務者　山形　幸子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５１号
長野市松代町大室727番地４、前住所埼玉県入間市豊岡４丁目６番11号　グラン・コート入間204
債務者　須田　愛美
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６号
兵庫県美方郡香美町香住区一日市301番地
債務者　進来軒こと　秋山　壽男
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第７号
大分県日田市東町４番８号　トーエイコーポ３―208号
債務者　杉野　和彦
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２２年（フ）第９９号
高知県宿毛市山奈町山田2177番地４
債務者　山口　和寿
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第１２号
高知県幡多郡大月町大字鉾土252番地
債務者　前田　記和
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第１３号
高知県幡多郡黒潮町田野浦1748番地３、前住所高知県四万十市不破１番地49　グリーンヒル２階202
債務者　山﨑　直哉
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第３７５２号
愛知県春日井市上条町４丁目15番地１　ベルトピア春日井Ｉ103号
債務者　原田　健吏
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８１号
名古屋市名東区赤松台101番地
債務者　伊藤　博司
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７２号
愛知県春日井市下条町３丁目12番地１　ヘーベル城前201号
債務者　渡邉　順春
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３２２号
名古屋市北区辻町６丁目26番地の１　コートデリヴィエール上飯田201号
債務者　横江　由美
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４３１号
名古屋市港区入船１丁目７番７号　ラ・クレアシオンＣ―32号
債務者　數土幸太郎
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６６号
神戸市須磨区古川町２丁目１番３―20703号
債務者　野村　直子
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部